



宮 監 公 表 第 21 号
平 成 28 年 6 月 30 日

宮 崎 市 監 査 委 員 山 田 義 郎
宮 崎 市 監 査 委 員 神 戸 洋 一 郎
宮 崎 市 監 査 委 員 福 井 高 太 次
宮 崎 市 監 査 委 員 日 高 貞 次



定期監査結果の公表について

地方自治法第199条の規定に基づく定期監査の結果を次のとおり公表します。

記

1 監査の対象

教育委員会所管の小学校（檉北、檉、宮崎港、小松台、大塚、宮崎西、生目台西、江南、古城、高岡、穆佐、浦之名、田野、七野、大久保、清武、加納）、中学校（檉、生目南、大塚、高岡、田野、清武、加納）の平成27年度及び平成28年4月1日から4月30日までの財務に関する事務の執行

2 監査の場所

小学校及び中学校の事務所及び監査室

3 監査の実施期間

平成28年5月9日から平成28年6月24日まで

4 監査の方法

小学校及び中学校の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、関係帳簿及び書類の照合・確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取し実施した。

5 監査の結果

教育委員会は、平成27年度定期監査結果を踏まえ、文書により全小中学校長に対し法令等を遵守した適切な事務を行うよう通知するとともに、教頭及び理科担当職員等を対象とした研修で理科室の毒劇物の管理・記録の取扱いに関する指導を行うなど、事務執行の改善に努めた。その結果、各学校において、一定の改善を確認することができた。しかし、一部の学校でその成果が十分達成されていない面も見られ、次のとおり改善を要する事項（指摘事項）があった。今後も引き続き事務執行の改善に努められたい。

(1) 檉小学校

- ①平成27年度消耗品（フラットファイル）購入（契約締結伺・支出負担行為書の決裁日は4月27日）について、単価契約物品を購入する場合は契約業者から購入することになっているが、契約業者以外のものから購入していた。
- ②平成27年度医薬材料費の購入について、次のような不備があった。
 - ・平成27年10月28日に納品確認を行った保健室医薬品（マキロンSほか）について、事後的に、平成27年10月30日付で執行伺書から契約締結伺・支出負担行為書までの起票・決裁を行っていた。

- ・平成27年12月22日に納品確認を行った保健室医薬品（パテックス、ケアリーブほか）について、事後的に、平成28年1月7日付で執行何書から契約締結伺・支出負担行為書までの起票・決裁を行っていた。

(2) 高岡小学校

- ①理科室の劇物（塩酸、水酸化ナトリウム）について、薬品台帳と在庫量の照合は月に1回行うべきところ、薬品台帳には平成27年度は年4回（平成27年4月24日、9月2日、10月9日、平成28年2月1日）の照合記録しかなかった。
- ②平成27年度消耗品（クラフト封筒 長3 100枚入）購入（契約締結伺・支出負担行為書の決裁日は平成27年4月30日）について、単価契約物品を購入する場合は契約業者から購入することとなっているが、契約業者以外のものから購入していた。

(3) 清武小学校

- ①理科室薬品の管理について、毒劇物は薬品台帳と在庫量の照合を月に1回行うべきところ、塩酸、水酸化ナトリウム、メタノール、過酸化水素の薬品台帳には、平成27年度6回（平成27年7月14日、9月2日、12月7日、平成28年1月12日、2月15日、3月18日）の照合記録しかなかった。また、平成28年度は4月の照合記録がなかった。
- ②平成27年度消耗品（本：「SHARKS サメ海の王者たち」ほか）購入（契約締結伺・支出負担行為書の決裁日は平成27年8月3日、支出負担行為額366,140円）について、宮崎市長の権限に属する事務の補助執行に係る専決の特例に関する規程において学校長が専決できる物品の購入は1件30万円未満と規定されているにもかかわらず、学校長が専決し執行していた。また、請書が提出されていなかった。

(4) 加納小学校

- ①学校関係者（生徒の親族など）の葬儀に係る教職員からの弔電（私用電報料）について、事由が生じたら当事者から即時に現金を受領し、財務規則の規定に基づいて直ちに金融機関に払い込むべきところ、平成27年4月1日分を4月23日に、8月11日分を8月17日に振り込んでいた。

(5) 櫛中学校

- ①学校関係者（生徒の親族など）の葬儀に係る教職員からの弔電（私用電報料）について、事由が生じたら当事者から即時に現金を受領し、財務規則の規定に基づいて直ちに金融機関に払い込むべきところ、平成27年4月2日分を4月30日に、5月1日分を5月26日に振り込んでいた。

(6) 大塚中学校

- ①学校関係者（生徒の親族など）の葬儀に係る教職員からの弔電（私用電報料）について、事由が生じたら当事者から即時に現金を受領し、財務規則の規定に基づいて直ちに金融機関に払い込むべきところ、平成27年4月5日分を4月22日に振り込んでいた。

(7) 高岡中学校

- ①理科室の毒劇物の管理・記録について、次のような不備があった。
 - ・毒劇物については、薬品台帳と在庫量の照合を月に1回行うべきところ、平成27年度に1回しか実施していなかったもの（塩酸、硫酸、硝酸、アンモニア水、過酸化水素水、エタノール、酢酸、塩化バリウム、酢酸鉛、塩化亜鉛、塩素酸カリウム、水銀、さらし粉、過酸化ナトリウム、亜硝酸ナトリウム、ヨウ素、ナトリウム、水酸化バリウム、水酸化ナトリウム、硝酸銀）や、1回も実施していなかったもの（硫酸銅(II)、塩化第二銅）があった。平成28年度においても、同様の不備が多数あった。
 - ・劇物については、使用の都度、薬品台帳に記録すべきところ、アンモニア水について、平成27年5月15日に3年生の実験で使用したときの「使用者または点検者印」がなかった。また、硝酸銀について、平成27年3月に3年生の実験で使用したときの「月日」「使用量」「現在量」の記入がなかった。

- ・毒劇物は堅固な保管庫に保存することとなっているにもかかわらず、医薬用外劇物の表示はされていたが、作り付けの木製家具（鍵付）に保管されていた。

(8) 田野中学校

①理科室薬品管理について、次のような不備があった。

- ・薬品保管庫内部の転倒防止措置を講じるべきところ措置されていないものがあった。
- ・薬品保管庫に保管すべき薬品（塩酸1瓶）が薬品保管庫外に放置されていた。
- ・薬品（毒劇物）の残量と管理台帳の照合は月に1回行うべきところ、すべての薬品において実施した記録がなかった。
- ・薬品管理台帳には新規登録購入量、使用量、廃棄量、残保有量、氏名を記入することになっているが、必要事項の記載がなく、減少が使用によるものなのか廃棄によるものなのか確認できなかった。

(9) 清武中学校

①理科室薬品の管理について、次のような不備があった。

- ・劇物（硝酸カリウム、硫黄、水酸化カルシウム、二酸化マンガン、炭酸水素ナトリウム）について、使用量を誤って薬品台帳に記載していた。
- ・地震等による保管容器の衝突や転倒を防止するため、砂敷きや仕切板の挿入など転倒防止措置を講じる必要があるが、劇物（硝酸銀ほか）について砂敷きが行われていたものの容器衝突を防止する措置としては不十分なものとなっていた。